相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市水呑町一九五九番地の一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　髙橋　亨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十四日
広島県福山市旭町二番一二号
相続財産管理人　平田　一也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市東三津田町一八一番地、最後の住所広島県呉市焼山町字打田六二三番地
被相続人　亡　齋藤伊都子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十四日
事務所広島県呉市本通五丁目一番一八―二〇二号　相続財産管理人　渡邉　憲三

無縁墳墓等改葬公告

池上本門寺境内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十三年六月十四日

一　墳墓等所在地　東京都大田区池上一―一一―一

一　墳墓等の名称　池上本門寺境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　①新井家　本籍・氏名不詳　②深谷家　本籍・氏名不詳　③田中・石塚家　本籍・氏名不詳　④井上家　本籍・氏名不詳　⑤宮本家　本籍不詳・宮本勝太郎　⑥鈴木家　本籍・氏名不詳　⑦吉田家　本籍・氏名不詳　⑧武内家　本籍・氏名不詳

一　墳墓の記載事項　①延宝五年丁巳　顕寿院殿妙長日眞大姉　②天明六年丙午九月七日　観成院殿一道日慈大居士　③享保元年丙申十一月八日　正成院宗覚日等信士　④安永九年庚子七月十八日　順識院妙道日理童女　⑤寛文五年乙巳七月二十一日　授妙院殿法意日経尊位　⑥寛文十二年壬子閏六月八日　慧了院宗運日理、正保二年乙酉十月八日　皆成院妙周日中

一　改葬を行おうとする者　東京都大田区池上一―三三―一　常仙院　代表役員　野坂　法雄

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者および無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年六月十四日

一、墳墓等所在地　三重県桑名市新町五〇
一、墳墓等の名称　光明寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　三重県桑名市新町五〇　宗教法人瑠璃山光明寺　代表役員　小田切教彰

公示送達

岡山市高島新屋敷土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十九条第二項の規定による使用収益開始通知は、送付したが受領を拒まれたので同法第百三十三条第一項の規定により書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者
①住所　岡山市中区高島新屋敷一五三番地
氏名　湯浅　三郎
②住所　岡山市中区高島新屋敷一五三番地
氏名　湯浅佐登子

二、通知の内容
仮換地の使用収益開始日の通知

平成二十二年二月二十二日付け岡高新組第十四号（指定番号五十四・五十五・五十六）で指定した仮換地、同（指定番号五十三）で指定した仮換地（指定後に合議変更により分割）、同（指定番号五十九）で指定した仮換地（指定後に一部合議変更）の一部（百八十六番三（C）を除く）、及び同日付け岡高新組第十四号（指定番号六十一・六十三）で指定した仮換地について、使用または収益を開始することができる日を左記のとおり定めたので、土地区画整理法第九十九条第二項の規定により通知します。

使用収益を開始することができる仮換地の位置は添付図面のとおり。

記

平成二十三年四月二十八日
仮換地案内図・仮換地明細図（掲載を省略）　以　上

なお、掲載を省略したものを含む仮換地の使用開始日の通知（写）を、岡山市中区高島新屋敷三二八番地一岡山市高島新屋敷公会堂の掲示場所に掲示してあります。

平成二十三年六月十四日
岡山市北区大供一丁目一番一号
岡山市高島新屋敷土地区画整理組合
理事長　戸川　愃功

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第十八条の二第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第五項の規定により次のように公告します。

一、名称　株式会社丸広友の会
二、代表者の氏名　大久保敏三
三、本店の所在地　埼玉県川越市新富町二丁目六番地一
四、その他の営業所の名称及び所在地
飯能店営業所　埼玉県飯能市栄町二四番四
東松山店営業所　埼玉県東松山市材木町一九番三〇号
南浦和店営業所　埼玉県さいたま市南区南本町一丁目七番四号
入間店営業所　埼玉県入間市豊岡一丁目六番一二号
上尾店営業所　埼玉県上尾市宮本町一番一号
日高店営業所　埼玉県日高市上鹿山五三番地
坂戸店営業所　埼玉県坂戸市薬師町二八番地一
五、廃止した営業所の名称及び所在地並びにその廃止年月日
小川店営業所　埼玉県比企郡小川町大塚九三九―一　平成二十一年二月十五日
新河岸店営業所　埼玉県川越市砂九四五番地一
平成二十三年二月十三日
六、営業保証金の総額　金五十五万円
取り戻し営業保証金の額　金十万円
七、前号の営業保証金に付き割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出すること。
八、前号の申出書がないときは、第三者の営業保証金は取戻されます。
平成二十三年六月十四日
埼玉県川越市新富町二丁目六番地一
株式会社丸広友の会
代表取締役社長　大久保敏三

任意清算公告

当社は、平成二十三年五月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年六月十四日
東京都中央区晴海一丁目八番五―六一一号
合資会社インターリングア
代表社員　茶園友季子

住宅型式性能認定に関する公示

日本ＥＲＩ株式会社公示第Ｊ12号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第31条第１項の規定により住宅型式性能認定を行ったので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年6月14日　日本ＥＲＩ株式会社
代表取締役　中澤　芳樹

平成12年建設省告示第1655号第１号に掲げる住宅（認定年月日：平成23年４月18日）
ミサワホーム株式会社（東京都新宿区西新宿二丁目４番１号）
省エネルギー対策等級―等級４
T1704074b010003a、T1704074b010004a
T1704074b010005a
省エネルギー対策等級―等級３
T1703074b010002a、T1703074b010003a
T1703074b010004a、T1703074b010005a